

国立公園レンジャー



ちょっと待ってその **行為!**

# 法律違反かも?!

## 自然公園法

- 富士山の北麓の富士五湖地域(富士吉田市・山中湖村・忍野村など)は、国立公園に指定されています。
- 建築物の新・改・増築や木の伐採など様々な**行為**が規制されています。



許可を受けないで**行為**に着手実施した等、法に違反すると…  
6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金になる場合があります

## 規制の対象になる **行為** の調べ方

STEP ① 以下の表で、規制の対象になる**行為**(例)をチェック

※表は特別地域に限定した内容です。

 <p><b>建築物の新築・改築・増築</b> 家や倉庫などの建築物の新築・改築・増築のほか、小さな建築物、小規模な工事(デッキの増築等)でも対象となります。内装工事、修繕等は対象外です。</p>	 <p><b>木竹の伐採</b> 1本の伐採から規制の対象です。危険木、枯損木の伐採であっても事前相談をお願いします。なお、自宅の庭は許可なしで伐採が可能です(他法令がかかる場合がありますので、自治体にご相談ください)。</p>
 <p><b>工作物の新築・改築・増築</b> 柵、門、自転車置き場、塔、車道、物置、栈橋など、大きさに関係なく対象となります。テント、コンテナなど一時的に設置するもの(仮設物)も規制の対象になります。</p>	 <p><b>看板、誘導標識等の広告物の設置</b> 敷地内へ看板を設置する、道路脇にお店への誘導標識を設置するなど。のぼり旗等小さいものや記念碑等でも対象となります。建物の壁面に掲げる看板でも規制の対象となることがあります。</p>
 <p><b>屋根、壁面、へい等の色彩の変更</b> 工作物(建築物含む)の改築としての扱いになり、規制の対象になります。</p>	 <p><b>土地の形状変更</b> 土地を開墾して田畑にする、住宅地や駐車場などを造成する、低地に土砂を入れる等の行為が規制の対象となります。</p>
 <p><b>太陽光パネルの設置</b> 家や工場の屋根に設置する場合は、建築物の増築、野立ての場合は工作物の新築として、大きさに関わらず規制の対象になります。</p>	<p><b>その他申請の必要な行為</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 土石の採取(鉱物の掘採、ボーリング等を行う場合)</li> <li>○ 土石、廃棄物等指定物の集積、貯蔵</li> <li>○ 高山植物等の採取、損傷</li> <li>○ 本栖湖におけるモーターボート等の動力船使用</li> </ul>

STEP ② 裏面の地図で**行為**を予定している場所をチェック!

STEP ③ **行為**場所の自治体の自然公園法担当へ相談

他法令も一緒にご相談ください。

お問い合わせ先

富士吉田市環境政策課 ☎0555-22-1111(代)  
 山中湖村企画まちづくり課 ☎0555-62-9971  
 忍野村企画課 ☎0555-84-7738

リーフレットのダウンロード等詳細は、<http://www.env.go.jp/park/fujihakone/attention.html>



地域の宝である美しい景色を守るため、みなさまのご協力をお願いします。



# 富士山北麓（富士吉田市・山中湖村・忍野村）の国立公園 地種区分図

【注意事項】 ※本地区は既存地図画像に目印ポイントを追加したものであり見にくい場合があります。 ※既存地図は次のホームページをご確認ください。 [http://www.env.go.jp/park/fujihakone/intro/files/park\\_4.pdf](http://www.env.go.jp/park/fujihakone/intro/files/park_4.pdf)

